平成２８年（フ）第１１５１号
神奈川県藤沢市白旗４丁目12番７号
債務者　水谷　雅和
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８０号
神奈川県大和市深見西２丁目６番23―404号
債務者　小川　るみ（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０３号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１－５－204
債務者　和田　正一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９５号
横浜市磯子区田中２丁目25番６号　黒川ビル305号
債務者　福士明日佳
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０３号
横浜市旭区上白根１丁目５番４―457号
債務者　池田　晋一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９２号
横浜市磯子区広地町11番12号　ミーレ根岸201号
債務者　中込　浩之
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９９号
横浜市神奈川区菅田町738番地　コーポラスＳ201号
債務者　安仁屋直美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９８号
横浜市緑区白山２丁目52番３号
債務者　長田　典子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０６号
埼玉県所沢市緑町４丁目８番17―301号ヴィラ大沼
破産者　株式会社良学舎
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４５７号
福岡市博多区吉塚本町９番15号
破産者　株式会社スマート・エージェント
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９４８号
東京都中野区上高田３丁目２―18　コンフォート石田305、住民票上の住所東京都北区西ケ原１丁目30―１―901
破産者　佐野　貴彦
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１００５号
東京都渋谷区道玄坂１丁目15番３号
破産者　株式会社ＡＸＸＩＳＳ
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３０７号
東京都板橋区高島平１丁目79番３号
破産者　有限会社きよ川
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６号
東京都荒川区西日暮里１丁目７－８－202
破産者　石原　直樹
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９１号
埼玉県八潮市大字木曽根787番地３
破産者　保足　芳彦
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６６号
東京都足立区弘道１丁目13番10号　クレインヒル104号
破産者　株式会社ジャパンプラネット
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８号
東京都足立区千住４丁目５－９、開始決定時の住所東京都足立区中央本町４丁目16―１
破産者　鈴木　大輔
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６９号
東京都足立区千住４丁目５－９、開始決定時の住所東京都足立区中央本町４丁目16―１
破産者　鈴木　友紀
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部